

SAMPLE

2023 年目標

# 民法

弱点補強ピンポイント講義

TAC 不動産鑑定士講座

## 1. 第三者保護の横断整理

| 条文         | 主観的要件  | 登記の要否 | 表意者の帰責性 |
|------------|--------|-------|---------|
| 93条2項      | 善意のみ   | 不要    | 大きい     |
| 94条2項      | 善意のみ   | 不要    | 大きい     |
| 95条4項      | 善意無過失  | 不要    | あり      |
| 96条3項      | 善意無過失  | 不要    | あり      |
| 545条1項ただし書 | 善・悪問わず | 必要    | なし      |

- (1) 93条2項の「第三者」：当事者及びその包括承継人以外の者であって、心裡留保と評価される意思表示によって形成された法律関係を基礎として、新たに独立した法律上の利害関係に入った者をいう。
- (2) 94条2項の「第三者」：当事者及びその包括承継人以外の者であって、虚偽表示によって生じた法律関係につき新たに独立した法律上の利害関係に入った者をいう。
- (3) 95条4項(96条3項)の「第三者」：錯誤(詐欺)による意思表示によって生じた法律関係に基づき、取消し前に新たな利害関係に入った者をいう。
- (4) 545条1項ただし書の「第三者」：解除された契約から生じた法律効果を基礎として、解除時までには新たな利害関係に入った者をいう。

※ 錯誤取消し後、詐欺取消し後、解除後の第三者との関係は、全て対抗問題となり、登記の先後で優劣を決する。

※ その他、第三者との関係で、擬似的に対抗関係となるものには、時効完成後の第三者、遺産分割後の第三者がある。